

平成14年6月25日  
金 融 庁

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」  
（「基本方針第2弾」）（金融庁関連部分）について

この1年、政府は「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（13年6月26日閣議決定）を起点として広範な構造改革を推進するとともに、景気・雇用情勢に適切に対応してきました。今後は、これまでの成果の上に立ち、経済などの改善傾向をさらに確実なものとし、国民が将来を安心できる確固とした経済社会を構築するために、新たな段階に歩を進める必要があります。14年6月25日に閣議決定された「経済財政と構造改革に関する基本方針2002」は、改革の第2段階を明らかにする、いわば「基本方針第2弾」です。

「基本方針第2弾」には、主な金融庁関連の施策として、

- 不良債権の最終処理と企業再生の促進
- 金融システムの安定の確保
- 証券市場の構造改革の推進
- 中期ビジョンのとりまとめ

などが盛り込まれています。

（参考）○ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」（全体版）

- 経済財政諮問会議答申を受けた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（閣議決定）についての内閣総理大臣の談話（平成14年6月25日）
- 当面の経済活性化策等の推進について—デフレ克服の取組加速のために  
— [政府・与党合意事項]（平成14年6月17日）

---

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（金融庁関連部分）

第2部 経済活性化戦略

2. 6つの戦略、30のアクションプログラム

（3）経営力戦略

政府は、起業や企業経営の刷新を図る制度整備やリスクマネー供給の円滑化をはじめとする市場環境整備を迅速に行う。一方、民間金融機関においては、プロジェクト・ファイナンス、債権流動化等、リスク管理手法の多様化に取り組む。

（起業の促進・廃業における障害の除去）

起業に伴うハードルとリスクを低くし、起業活動を活性化することにより、経済の新陳代謝を活発にする。

- ・法務省において、債務不履行の場合の取立て範囲について、検討、見直しを進めるとともに、関係府省において、起業の促進・廃業における障害の除去という目的実現の観点から個人保証のあり方の検討、見直しを進める。

（企業・産業の再編、経営のあり方）

環境変化や製造や製品の特性に応じて、企業再編、海外生産、ダウンサイジング等経営体制のあり方を変えていく必要がある。

## 市場改革と証券行政の展開

- ・金融庁は、今後の我が国金融システムをより強固なものとするため、主として地域金融機関を念頭において、合併等を促進する施策を早急に取りまとめ、これにより、収益性の改善等による経営基盤の一層の強化及び中小企業金融の円滑化を図る。
- ・金融庁は、平成14年度、取引所等を通じ証券市場の退出基準を厳格化する。

### (直接金融市场の整備)

企業活動における変革を支え、起業・創業を活発化させるためには、リスクマネーを供給する直接金融市场の活性化が不可欠である。また、直接金融市场を通じた投資家のガバナンスが、優れた経営者を選ぶ力となり、企業の経営刷新力を拡大する。

- ・金融庁は、四半期開示に向けた取組みを強化するとの観点から、取引所等に対し、その進め方等を明らかにする行動計画の策定を、6月中に要請する。
- ・金融庁は、株式投資単位の引下げについて取引所等を通じ企業側に一層の推進努力を求める。
- ・金融庁は、平成15年度から、株式公開前の資金調達円滑化のため、適格機関投資家の範囲の拡大等を行うことにより、私募市場を活性化する。
- ・金融資産課税の見直しを検討する。

## 第5部 経済財政の姿と15年度経済財政運営の基本的考え方

### 2. 平成14年度及び15年度の我が国経済

#### (2) デフレ対応をはじめとする当面の経済財政運営

##### ア. 不良債権処理等、金融面での課題

「基本方針」以降、銀行を経由する間接金融の健全化に向けて、不良債権の最終処理と企業再生を促進するため、特別検査や RCC による不良債権の時価買取り等の施策を講じてきた。不良債権処理については、市場規律や厳格な資産査定の下、オーバランス化の具体的な処理目標（原則1年以内に5割、2年以内に8割目途）、信託を含む RCC の機能の積極的な活用をはじめとして、「より強固な金融システムの構築に向けた施策」（4月12日）を推進するなど、累次にわたる施策に則った処理を一層徹底する。こうした不良債権処理の状況を的確に把握するとともに、債権等の流動化や証券化の促進を図る。なお、中小企業等の経営実態に応じた検査の運用確保の観点から、金融検査マニュアルの具体的な運用例を早急に公表する。

また、金融機関の不良債権問題と企業・産業の過剰債務問題とは一体的解決が図られなければならない。このため、企業の再建・整理、産業再編等による産業サイドの構造改革を進める。

これらの取組みにより、構造改革の集中調整期間終了後の平成16年度には不良債権問題の正常化を図る。

さらに、金融機関の競争力・収益性の向上等を促す観点から地域金融機関の合併の促進等を図るとともに、本年4月のペイオフ解禁を踏まえ、引き続き、適切な監督等を行うことを通じ、預金者に信頼される金融システムの安定の確保に万全を期す。

他方、預貯金中心の貯蓄優遇から株式・投信などへの投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融へのシフトに向けて、個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備など、証券市場の構造改革を一層推進していく。

活性化された経済を支える活力ある金融システムの確立に向けた金融の将来像を展望する観点から、金融庁において中期ビジョンを早急にとりまとめる。同ビジョンの検討においては、我が国金融業の経営基盤の強化や経済を支える健全な中小企業に対する資金供給の円滑化についても留意する。

平成14年8月6日  
金 融 庁

### 証券市場の改革促進プログラム（概要）

証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムの中心を担うものとしていくため、発行体である企業、市場仲介者、市場開設者、投資家に関する制度の改革について、包括的な取組みを迅速に実施する。

#### **1. 誰もが投資しやすい市場の整備～多様な投資家の幅広い市場参加の促進～**

- ① 証券会社による販売チャネルの拡充等
  - ・ 最低資本金の引下げ・主要株主ルールの導入（法案提出を検討）
  - ・ 販売代理店制度の導入（法案提出を検討）
  - ・ 信頼性の向上に向けた業務のあり方の検証
  - ・ 取引一任勘定取引の範囲の見直し
- ② 銀行等における有価証券の販売
  - ・ 銀行と証券会社の共同店舗の実現
  - ・ 銀行等の有価証券売買の書面取次ぎ（事務ガイドラインの策定、協同組織金融機関等への解禁について法案提出を検討）
- ③ 信頼される投資信託・投資顧問サービスの確立
  - ・ 最低資本金の引下げ・主要株主ルールの導入（法案提出を検討）
  - ・ 信頼性の向上に向けた業務のあり方の検証
  - ・ 投資信託のディスクロージャーの充実、わかりやすい目論見書
- ④ 投資知識の普及・情報の提供
- ⑤ 投資家の積極的な参加を促す税制措置の要望

#### **2. 投資家の信頼が得られる市場の確立～市場の公正性・透明性の確保～**

- ① 証券取引等監視委員会の体制・機能の強化
  - ・ ディスクロージャー違反に対する監視の強化
  - ・ 悪質な市場仲介者等に対する検査・調査の充実

- ② 米国の不正会計事件を踏まえた会計・監査の充実・強化
  - ・ 監査法人等に対する監督の強化
  - ・ 人数の拡大、質の向上などの公認会計士制度のあり方の見直し
- ③ 市場における公正な取引の確保
  - ・ 信用取引について公正な取引を確保するための価格ルールを導入
  - ・ 店頭登録市場における顧客注文が最もよい価格で執行されるような仕組みの導入
  - ・ 機関投資家の受託者責任の検証
  - ・ 証券アナリストの信頼性の向上、外務員のコンプライアンスの強化 等
- ④ ディスクロージャーの充実
  - ・ 有価証券報告書に係る「リスク情報」等の開示の充実
  - ・ 上場企業の四半期開示の充実
- ⑤ 投資家の立場に立ったコーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化
  - ・ 決算短信及び有価証券報告書に係る「ガバナンス情報」の充実、コーポレート・ガバナンスへの実効的な取組みの検討 等

### 3. 効率的で競争力のある市場の構築～市場の安定性・効率性の向上～

- ① 世界に目を向けた中長期的な我が国市場のあり方の検討
  - ・ グローバル化やIT化の進展等に対応した取引所のあり方の検討
- ② 取引所市場、店頭市場、私募債市場のルール整備
  - ・ 上場廃止基準の厳格化
  - ・ 海外取引所端末の設置に係る規定の整備（法案提出を検討）
  - ・ 未公開企業の株式売買（グリーンシート市場）の拡充の検討
  - ・ 私募債市場の参加者たる適格機関投資家の範囲の拡大
- ③ 円滑な市場取引を支える証券決済システムの改革の推進
  - ・ 新しい証券決済制度の円滑な実施
  - ・ 株式を含めた証券決済システムの完成
- ④ 証券化・流動化の促進
  - ・ 住宅ローン証券化市場の育成
  - ・ 資産流動化スキームの利便性の向上
  - ・ 銀行等の貸出債権の証券化の促進に向けた環境整備

# 証券市場の改革促進

金融審議会第一部会報告

平成14年12月16日

## 1. はじめに

### (1) 金融を取り巻く環境の変化

金融技術の進展や情報通信技術の飛躍的な発展に伴い、金融証券取引は急速に変貌しつつある。金融取引のグローバル化も急速に進み、国際的な取引所の連携・統合の進展など、市場間の競争も激化している。資金を運用する投資家は、リスク選好度等に応じて、市場において魅力ある金融資産が多様なチャネルを通じて提供されることを求めている。資金を調達する企業は、思い切った事業活動の展開を支えるリスクマネーが円滑に供給される仕組みを求めている。

このような状況の下、今後の我が国金融システムは、金融審議会答申「中期的に展望したわが国金融システムの将来ビジョン」(9月30日公表)でも述べられているように、リスクテイク及びリスク分散を最も適切かつ効率的に行うことのできる市場機能を中心としたものになっていくことが必要である。

### (2) 累次の制度改革

近年、証券市場については、いわゆる金融ビッグバンをはじめとして、様々な改革が実施され、その成果は、売買委託手数料の大幅な低下、ネット専業証券などの特色ある証券会社の登場、銀行による投資信託の販売の増加等として現れてきている。

しかしながら、実体経済の停滞や証券市場の低迷があるとはいえ、

我が国における個人金融資産は、諸外国とは異なり、依然として預金中心となっており、株式等への投資割合はむしろ減少傾向となっている。

(3) 「証券市場の改革促進プログラム」

政府は、本年6月の閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」において、「預貯金中心の貯蓄優遇から株式・投信などへの投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融への信頼向上のためのインフラ整備など、証券市場の構造改革を一層促進していく」とこととした。

これを踏まえ、金融庁は、8月6日に、「証券市場の改革促進プログラム」を公表した。このプログラムは、①誰もが投資しやすい市場の整備、②投資家の信頼が得られる市場の確立、③効率的で競争力のある市場の構築という3つの柱に沿って、発行体である企業、市場仲介者、市場開設者、投資家に関する制度についての包括的な取り組みを定めたものである。

(4) 金融審議会における審議

金融審議会としては、9月9日の総会において、「証券市場の改革促進プログラム」に盛り込まれた制度改正を伴う事項について、第一部会及び公認会計士制度部会において、幅広い観点から、具体的な議論を行うこととした。

これを踏まえ、第一部会は、9月17日に「市場仲介者のあり方に関するワーキング・グループ」、「取引所のあり方に関するワーキング・グループ」の設置及び「ディスクロージャー・ワーキング・グループ」の再開を決定した。その後各ワーキング・グループにおいて計15回、第一部会において4回（合同会合2回を含む。）の会合が開催された。

## 2. 基本的考え方

証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムの中心を担うものとしていくため、「証券市場の改革促進プログラム」や各ワーキング・グループの報告も踏まえ、証券市場の構造改革の一環として、市場仲介者、ディスクロージャー、取引所について、以下の基本的考え方に基づく制度整備を行うことが必要と考える。

- ① 市場仲介者については、投資家にとって、アクセスが容易で、かつ、質の高い多様な金融サービスの提供が行われるようにすることが必要である。

近年、インターネットを通じた証券取引が活発となっているが、他方で、証券会社の営業店を通じた取引にも引き続き根強いニ

ズがある。証券会社の店舗網が限られていることから、投資家の証券市場へのアクセスを一層容易にするため、銀行と証券会社の共同店舗や銀行における証券取引の書面取次ぎが既に実施されたところであるが、これに加えて、投資家保護に十分配意しつつ、証券会社の代理店制度（仮称）を導入することが適當である。

また、特色ある金融サービス業者の参入や競争の一層の促進を通じて、投資家本位の質の高い多様なサービスの提供を促すため、証券会社、投資信託委託業者、投資顧問業者の財務の健全性確保に配意しつつ、その最低資本金の引き下げを図ることが適當である。

他方、証券会社、投資信託委託業者、投資顧問業者等が、今後とも国民と証券市場とをつなぐ中核的な存在でありつづけるためには、国民からの十分な信頼を確保する必要がある。このためには、何よりもこれら金融サービス業者自身による一層の努力が必要であるが、法制面においても、従来から行われてきた様々な行為規制や取締役の適格要件等に加えて、経営に影響力を有する主要な株主に関しても、最低限の資質が確保できるよう、行政がその適格性をチェックできる制度を整備すべきである。

- ② ディスクロージャー制度については、投資家の信頼が得られる市場を確保する観点から、企業の事業や財務に関する情報の開示に関し、開示すべき情報の充実・強化を図るとともに、企業活動

の活性化を通じた経済の活性化を図るという観点から開示規則の整備を行うべきである。

ディスクロージャーは、資金調達者たる企業と資金供給者たる投資家をつなぐ情報の架橋である。最近の米国における不正会計事件の教訓をも踏まえると、投資家保護と市場への信頼性の向上を図る観点から、監査の質と実効性の確保とともに、ディスクロージャーの充実・強化を図る必要がある。具体的には、企業統治（コーポレート・ガバナンス）の実体を積極的にディスクローズすることにより企業統治の強化への取り組みを市場に明らかにするとともに、企業に関する情報が投資家に対し、正確に、具体的に、かつ、分かりやすく開示されることが重要である。

また、我が国における実体経済の停滞等の状況を踏まえると、企業活動の活性化という観点から、企業による事業資金調達の円滑化及び事業再編の迅速化のため、「公募市場」に係る制度整備への積極的な取り組みを行うことを中核とすべきではあるが、同時に「私募市場」の活性化を図ることも必要であり、このために、必要なディスクロージャー・ルールの整備を行うべきである。

さらに、ディスクロージャーについては、充実した情報ができる限り早く、的確に投資家に開示されるよう、その手続等の簡素化・迅速化を図ることも重要な政策課題である。

③ 取引所については、我が国の投資家や資金調達者が市場の持つポテンシャルと利便性を十分に享受できるようにするとともに、我が国の取引所が金融証券取引のグローバル化に伴う市場間競争に適切に対応できるようにしていく必要がある。

海外の取引所においては、国外にも会員や取引参加者を募り、その上場商品を国外から直接取引することが可能な端末を設置したり、取引所間で相互に相手方取引所の会員を自取引所の会員として取引を認める（いわゆるクロスマンバーシップ）ことが行われている。また、取引所間の資本提携や統合も進んでいるなど、取引所を中心とした市場間の競争が激化している。

このような状況を踏まえると、まずは、我が国の取引所が、グローバルな市場間競争に適切に対応し、積極的な海外展開を行うことが可能となる法的な枠組みを整備していくことが必要である。その際、取引所が市場のインフラとしての高い公共性を有するものであることから、公正性・中立性・信頼性の確保、投資家保護、不公正取引の防止等に配意した制度とする必要がある。

なお、我が国証券市場がグローバルな競争力を確保していくためには、国内においても市場間の競争を通じて、市場の効率性、利便性の向上を図っていくことが重要であることは言うまでもない。このため、取引所市場のあり方のみならず、店頭登録市場や取引所外取引のあり方を含めた国内市場全体の制度整備も必要であり、今後、取引所市場・店頭登録市場・私設取引システム（P

T S) の位置付けの見直しや取引所取引原則の見直し、最良執行のあり方、市場開設者のあり方等の課題についても、更に検討を行っていくことが必要である。

### 3. 具体的な制度整備

#### (1) 市場仲介者に関する制度整備

証券会社、投資信託委託業者、投資顧問業者等に関し、以下の制度整備を行うべきである。

##### ① 証券会社、投資信託委託業者、投資顧問業者の最低資本金の引き下げ

競争を通じて特色ある金融サービスの提供が行われるようにするため、証券会社においては顧客資産の分別管理や投資者保護基金制度の整備が行われており、また、投資信託委託業者、認可投資顧問業者においては顧客資産の預託の受入の禁止等の投資家保護の仕組みが整備されていることも踏まえつつ、参入促進の観点から、証券会社、投資信託委託業者、認可投資顧問業者の最低資本金を現行の1億円から5千万円程度に引き下げることが適当である。

② 証券会社、投資信託委託業者、投資顧問業者の主要株主ルールの導入

証券会社、投資信託委託業者、認可投資顧問業者に対する国民からの一層の信頼確保を図る観点から、経営に実質的な影響力を有する主要株主（原則として 20%以上の議決権保有者）について、適格性を確認する制度を導入することが適当である。この制度においては、主要株主が不適格者となった場合には、行政当局は必要な監督上の措置を講ずることができることとすべきであり、また、その実効性を確保する観点から、必要に応じて主要株主に対する報告徴求や検査を行えるようにすべきである。

③ 証券代理店（仮称）制度

投資家の市場アクセスの拡充を図るために、証券会社について、自らは顧客口座を有さず証券会社と顧客の証券取引の仲介を行う証券代理店制度（仮称）を導入すべきである。

その際、適切な業務の遂行を確保するため、証券代理店の登録制度を導入し、証券会社と同様の行為規制に服せしめるとともに、証券代理店に不適切な行為があった場合に、これを是正する行政処分等を行える仕組みとすることが必要である。さらに、証券代理店において取引の勧誘を行う者に一定の資質を求めるとともに、証券代理店が顧客に損害を与えた場合における契約先の証券会社の損害賠償責任を明確化すること等を通じて、投資家保護に欠け

ることのないようにすることが必要である。

なお、証券代理店については、個人、法人を問わずに営むことができるのこととともに、投資家保護に十分留意しつつ、制度的には、一社専属制ではなく複数の証券会社との取引を仲介することも可能とすべきである。

これら①～③の各項目についての細部にわたる考え方は、別紙に掲げる「市場仲介者のあり方に関するワーキング・グループ」報告書に記載されたとおりである。同報告書は第一部会に報告されて了承されたものである。

#### ④ その他

証券投資の販売チャネルの拡充・多様化を図る観点から、銀行による有価証券売買の書面取次ぎが既に行われているところであるが、協同組織金融機関についても同様に、有価証券売買の書面取次ぎが行えるようにすべきである。

また、投資家の期待に応える証券会社の資産管理・運用サービスの円滑な実現に資するよう、投資家保護に配意しつつ、証券会社による投資一任業務等の兼業に係る規制の適正化を図るべきである。

さらに、資産運用手法の高度化に伴い、多様な資産運用の担い手を確保するため、信託銀行も投資一任業務を営むことができる

ようにすべきである。

## (2) ディスクロージャーに関する制度整備

証券取引法に基づくディスクロージャー制度の意義は、有価証券の内容、有価証券の発行者の財務内容、事業内容等の情報を正確、公平かつ適時公開することにより、投資家保護及び有価証券の円滑な流通を図ろうとするものであり、こうしたディスクロージャー制度の意義を十分踏まえた上で、米国における企業会計改革法の制定など、最近の国際的な動向も踏まえつつ、以下の制度整備を行うべきである。

### ① 信頼される市場の確立に向けたディスクロージャーの充実・強化

現在、有価証券報告書等において開示されている事業内容、財務内容等の情報に加え、国際的にもその強化が求められているコーポレート・ガバナンスに関する「ガバナンス関連情報」（内部統制システム、リスク管理体制、役員報酬等）、「リスク情報」（特定の取引先への依存、重要な訴訟事件の発生等）及び「経営者による財務・経営成績の分析（MD&A）」（経営成績に重要な影響を与える要因についての分析等）についての開示を充実すべきである。

また、有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表取締

役の確認を行うことも容認する制度とすべきである。

② 経済の活性化に資するディスクロージャー・ルールの整備  
企業による事業資金調達の円滑化の観点から、適格機関投資家の範囲の拡大、エクイティ関連商品に係る適格機関投資家私募（プロ私募）の適用等の私募制度の見直しを行うとともに、事業再編の迅速化の観点から、公開買付規制の適用除外要件の拡大及び新設された持株会社の発行登録制度利用適格要件の緩和を行うべきである。

③ ディスクロージャーに関する手続等の簡素化・迅速化  
ディスクロージャーに関する手続等の簡素化・迅速化についても重要な課題であり、手続の迅速化の観点から、組込方式の有価証券届出書についての効力発生期間の短縮及び電子開示システム（E D I N E T）により提出される訂正発行登録書に係る発行登録の効力停止期間の短縮を図り、また、手続の簡素化の観点から、有価証券報告書の提出免除要件の拡大及び未上場・未登録外国会社の発行登録制度利用適格要件の拡大を図るべきである。

④ その他

目論見書の改善については、目論見書による情報開示制度のあり方として、今後、引き続き検討する。四半期開示の充実につい

では、証券取引所等における四半期開示の実施の動向を踏まえつつ、今後、検討を行っていくべきである。

これら①～④の項目についての細部にわたる考え方は、別紙に掲げる「ディスクロージャー・ワーキング・グループ」の報告書に記載されたとおりである。同報告書は第一部会に報告されて了承されたものである。

### (3) 取引所に関する制度整備

取引所について、以下の制度整備を行うべきである。

#### ① 海外取引所端末の国内設置

海外取引所による国内への端末設置については、諸外国において、手続や設置条件等についての枠組みの整備が進められており、今後のニーズの拡大の可能性も踏まえると、我が国においても、国内投資家保護の観点から法令においてルールの明確化を図るべきである。

具体的には、国際的なルールの調和に配意しつつ、本国において適切な規制・監督を受けており、自主規制機能が十分に整備されていると認められる海外取引所については、当局と当該海外取引所に係る外国当局との間で必要な情報交換が可能となる体制の整備を前提として、取引量などについて継続的な報告を行うなど

の最小限のモニタリング・ルールを課した上で、有価証券市場の開設に係る免許手続を要さずに、国内への端末設置を認める手続きを整備することが適当である。

② 国内取引所の海外展開（リモート・メンバーシップ、クロス・メンバーシップ）

我が国の取引所市場の流動性の向上と国際競争力の強化を図る観点から、不公正取引の防止に配意しつつ、海外の証券業者が、国内に支店を設置することなく、我が国の取引所市場の会員等となって直接発注することを可能とする制度を整備すべきである。

具体的には、国内に支店を設置しない海外の証券業者について、当局と当該証券業者に係る外国当局との間で情報交換取極め（MOU等）が結ばれていること、我が国の取引所と当該証券業者が加入している海外の証券取引所との間での情報提供等の協調の枠組みが整備されていること、国内に代表者を置くことなどを要件として、我が国取引所市場への直接参加を認めるとともに、これらの証券業者について一定のモニタリング措置により不公正取引の防止を図る仕組みとすべきである。これにより、我が国取引所が遠隔地会員（リモート・メンバーシップ）制度による海外展開やクロス・メンバーシップによる海外取引所との連携を図ることも可能となる。

### ③ 内外取引所の連携・統合

取引所の国際競争力の確保を図る観点から取引所間の資本提携を可能とすべく、現行の株主ルールを見直すとともに、持株会社や親子会社形態による提携を可能とするための制度を整備すべきである。

株主ルールについては、現在、取引所の総株主の議決権の5%超の取得・保有が一律に禁止されているが、取引所間の提携を可能とするとともに、経営に対する市場のチェック機能が一層有効に働くようにするため、この規制を廃止するとともに、取引所の公正性・中立性・信頼性を確保するための新たな株主ルールを導入することが適当である。具体的には、過半数の議決権の取得・保有を禁止するとともに、経営に実質的な影響力を有する主要株主（原則として20%以上の議決権保有者）について、行政による認可を通じて不適格な者をチェックする等、保有割合に応じてチェックを行う仕組みとすべきである。

取引所持株会社については、持株会社形態による取引所間の統合を可能とするため、取引所の発行株式の全てを取得・保有することができるようになるとともに、取引所の公正な運営を確保するため、株主ルールも含めて取引所と同様に当局の規制・監督の対象とすることが必要である。取引所持株会社及び取引所の子会社については、取引所の財務の健全性の確保や取引所の運営の公正性の確保等の観点から、取引所に認められている業務とそれに

関連する業務に限ることが必要である。

これら①～③の項目についての細部にわたる考え方は、別紙に掲げる「取引所のあり方に関するワーキング・グループ」の報告書に記載されたとおりである。同報告書は第一部会に報告されて了解されたものである。

#### 4. おわりに

以上の制度整備案が、「証券市場の改革促進プログラム」に盛り込まれている他の措置とあいまって、市場機能を中心とした金融システムの実現に向けた大きな一歩となることを期待しており、制度整備のすみやかな実施を要請する。

しかしながら、結局のところ、こうした制度改革が真に実のあるものとなるかどうかは、市場のメインプレイヤーである発行体企業、市場仲介者、市場開設者等が、投資家の確固たる信頼を得るとともに、創造的かつ意欲にあふれる事業展開を行うことができるかにかかっている。市場関係者の奮起を促したい。

今後とも、証券市場の改革促進のため、監視機能の強化やディスクロージャーの充実等による投資家の信頼の確立、効率的で競争力のある市場の構築など、幅広い観点から更に検討を続けていきたい。

平成14年7月12日  
日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇談会

## 金融システムと行政の将来ビジョン（サマリー）

### —豊かで多彩な日本を支えるために—

#### 第Ⅰ部 将来ビジョン

##### 1. 生じている変化

産業金融モデル＝銀行中心の預金・貸出による資金仲介  
市場金融モデル＝価格メカニズムが機能する市場を通ずる資金仲介

主として産業金融モデルにより担われている既存の金融システムでは、増大する実体経済のリスクを支えきれない。→将来的に産業金融モデルも存続するが、リスクを発見し、管理し、配分するためには、市場金融モデルの役割が重要になる。→市場機能を中核とした複線的金融システムへの再構築。

新たなシステムに向けた金融仲介の基本的方向性として、

- ① 仲介機関が、資金のコスト（調達金利＋リスクプレミアム）を明確に認識し、資金調達者に要求する（市場を通ずる資金仲介では、市場の機能として自ずからリスクに見合った価格が形成されるため、相対型の貸出に際して、より強く認識する必要）。
- ② 仲介機関そのものの機能分化、専門化を推進する（銀行であれば、長期的関係を前提としたリレーションシップ・バンキングから、例えば貸出の組成機能、その証券化機能、証券化商品に伴う事務処理機能への分化、市場を通ずる資金仲介であれば、個人と市場、市場と企業をつなぐ機関投資家の役割を拡大）。
- ③ 仲介機関が、資金供給者である個人のリスク選好やライフサイクルに応じて、ひとつの窓口で、タイプの異なる多様な金融商品を提供する。

②と③の関係は、提供する商品による業態分業から、提供する機能による分業への移行。また、証券化のためには、貸出の合理的プライシングが前提になるという意味で①にも連動。

##### 2. 新たなシステムでの各主体の位置づけ

###### (1) 仲介機関

ホールセール分野では、基本的には、貸出から証券への流れになるが、プロジェクト・ファイナンスやシンジケート・ローンの拡大により、両者の関係は一層連続化する。また、企業のバランスシートを分析し、キャッシュフローを再構築する投資銀行業務の重要性が増す。→伝統的貸出業務が残るとしても、短期の信用補完

## 市場改革と証券行政の展開

だったり、長期であっても信用リスクの移転、証券化を伴う。→原資としての預金への依存度が低下し、さらには事務処理機能分離へのインセンティブが高まる。

リテール分野では、アメリカのように、大手がスコアリングシステムなどにより機械的、低コストで大量に中小企業や個人向け業務を遂行する一方、地域の多数の銀行、証券会社が、地域に密着して健全経営を行っている棲み分けの姿が示唆的。→日本の大手銀行が市場金融モデルを指向する中で、地域金融におけるリレーションシップの有効性が再認識される。

### (2) 企業

企業全体としてみれば、外部資金調達に依存する必要性は一層低下する。→大企業では組織の再編成支援など投資銀行業務へのニーズが増す。一方、中小企業であってベンチャー・キャピタルなどが関心を示すほどの成長が期待できないものは、これまでどおり基本的に銀行が対応する。→但し、個々の中小企業と銀行の関係はより流動化し、株式保有や人材派遣を通じた経営支援は限定的になるものと考えられる。

### (3) 個人

仲介機関が提供する商品やサービスの内容に差が出てくるにつれ、個人が能動的に選択して取引先を変更するようになり、これが、仲介機関相互の再編を促す。また、高齢化社会が一層進展する中で、少しでも高いリターンへのニーズが高まるため、貯蓄から投資への変化を政策的にも後押ししていく必要がある。

### (4) 行政

業態ごとのリスク特性や公的関与の度合の差異も踏まえつつ仲介機関の機能分化を促し、業態を主軸とした行政から、機能を主軸とした行政への一層の転換を推進する必要がある。将来にわたり行政の重要な役割としては、システムリスク対応、利用者保護、及び金融技術革新の先導があげられる。

## 3. 公的金融の将来像

新たな金融システムを指向するに際し、入口としての郵便貯金と簡易保険、出口としての政策金融機関による公的金融仲介のシェアが特異に大きい構造の見直しが不可欠である。

郵政事業については、公社形態の下でも、民間金融とのイコール・フッティングを徹底して追及しなければならない。また、経営改革とセットで、民間金融商品の販売窓口として郵便局ネットワークの活用を検討する必要がある。

政策金融機関については、金利の見直しとともに、改革の照準を、官民の貸出債権の証券化支援に置くことが、日本の金融システムにおいて機能分化を促すための現実的で有効な方策と考えられる。

#### 4. アジアとの共生

EUの地域統合が加速する中、日本がアジアの一員として、金融面でも、実体経済面でも、地域統合の軸となる役割を担うことが一層重要になる。運用先としては、日本の金融システムの将来ビジョンとして産業金融モデルと市場金融モデルが併存し得るよう、相手国経済の発展段階に応じたきめ細かい対応が求められる。また、アジア企業にとって東京市場への上場インセンティブを高める取組みが必要である。

### 第II部ビジョンへの架橋

#### 1. 不良債権問題と当面の行政対応

産業金融モデルを脱し、収益力強化のためのビジネスモデルの転換に取り組むことが、不良債権処理のための原資の提供になり、証券化のプロセスを推進していくことが、不良債権処理のためのツールの提供になる。さらに希望の思いを込めれば、この将来ビジョンの認識が、金融に携わるすべての関係者に共有され、改革に向けた意識、行動を駆り立てるこことを期待したい。

不良債権問題の捉え方として、企業の過剰債務、銀行の収益力不足、産業金融モデルの帰結といった視点があるが、処理の前提として、デフレ克服のためのマクロ経済政策の役割は大きい。また、国民に信頼、共感される企業の債務処理の仕組みが完全に確立はしていないが、痛みを伴っても着実に実例を積み重ねていくことが重要である。

行政としても、自己査定を補完する厳正な検査とともに、監督行政上の的確な対応により、不良債権処理を促していく必要がある。

#### 2. ビジネスマodel転換への留意点

##### (1) リスクに応じた金利設定

リスクに応じた金利設定は、単に銀行の収益力向上のみならず、貸出可能な企業範囲を拡大する。また、経営内容を常にモニタリングするため、事業環境の変化に対応した経営改革を促す機能が働く。

##### (2) リテールビジネスの充実

中小企業や個人向け業務で収益をあげるためにには、一件ごとの安全性を求めるこれまでの意識を大きく変える必要がある。また、既存のサービスを費用対効果の観点から徹底的に見直し、公共性のルール化を図らねばならない。

##### (3) 金融仲介機能の分化

貸出の組成と証券化が補完的関係にあることを踏まえ、仲介機能を分化していくための政策的取組みとともに、仲介機関側では、機能に応じた人事・組織体制を整備する必要がある。

## 市場改革と証券行政の展開

### 3. 資本市場の課題

日本版ビッグバンの成果を検証するとともに、個人が資本市場にアクセスする上で販売チャネルの重要性に着目し、ワンストップサービスが可能となるよう、必要な措置を講ずるべきである。また、証券投資への意識改革に向けた取組みを、官民ともに強化する必要がある。

金融システムのインフラの整備は、資金や証券の決済制度、証券取引所など取引の基盤に加え、税制、会計など取引の前提となる制度も含め、システムの安定性、効率性の確保や利用者保護のため、一貫したスタンスで持続的に行われねばならない。とりわけ、金融証券税制は、簡素化の一環として積極的な見直しが望まれる。

エンロン事件以降、ディスクロージャー、コーポレート・ガバナンス、会計監査など、これまでのアメリカ資本市場の健全性や強さの象徴が大きく揺らいでいるが、アメリカのシステムを否定するのではなく、官民あげての改革のスピードに注目し、冷静に学ぶべきである。

### 4. ビジョンに向けた行政の役割

#### (1) 規制の枠組み

金融システムにイノベーションをもたらすためにも、異業種を含む新規参入に積極的に対応するとともに、業務規制も、仲介機関の機能分化の方向と整合的に検討していく必要がある。

#### (2) 金融行政組織のあり方

将来に向け、仲介機関の規制の枠組みに応じた行政組織の再編成が必要であるが、当面の課題は、市場監視体制の強化である。監視委員会の体制面の強化に努めるとともに、市場機能を中心とした金融システムにふさわしい業務面の工夫を期待したい。

## 株式市場の適正な運営の確保について

15年3月13日  
金融庁

最近の株式市場は、イラク情勢等の国際情勢の緊迫化等を背景に不安定な状況となっている。このような状況の下で金融庁としては、市場の適正な運営確保のため以下の方策を講じる。

### 1. 厳格な市場監視

現下の株式市場の状況にかんがみ、証券取引所等において、風説の流布や相場操縦等について、十分な情報収集、分析を通じた厳格な監視を行うとともに、証券取引等監視委員会においても、証券取引所等と密接に連絡を取りつつ、証券取引法に違反する行為について、厳正に対処する。

### 2. 適正な価格形成の確保

今般、証券取引等監視委員会からいわゆる引値保証取引に関する勧告があった。引値保証取引については、相場操縦的な行為につながりやすい危険性があることを踏まえ、日本証券業協会、証券取引所等に対し、取引の公正性を確保するためのルールの作成を要請する。

(注) 引値保証取引とは、予め、発注者が証券会社との間で、引値（終値）で売買を行うことを契約し、取引時間終了後に市場外で約定する取引をいう。同取引に伴うヘッジ取引については、例えば、機関投資家から証券会社が引値で株式を買い取る場合には、ヘッジ取引と称して取引終了時に売り崩せば、引値と取引時間中の平均売り付け単価との差額分が証券会社の利益となる。

### 3. 証券会社の自己売買に関するリスク管理の徹底

証券業務の規制緩和が進む中で、自己売買業務のウェイトの高い証券会社も多くなっている。証券会社による自己売買については、株価の急激な変動等によりその財務の健全性に大きな影響を与える恐れがあり、投資家保護等のためリスク管理を徹底する必要がある。このような観点から早急にその実態把握を行うとともに、日中における自己売買のポジション限度枠の設定などの適切なリスク管理ルールの導入を検討する。

## 市場改革と証券行政の展開

### 4. 自己株取得規制の緩和

自己株式の取得については、相場操縦等を未然に防止する観点から、①1日に1社のみの証券会社を通じて買付けを行う、②直近の売買価格を上回らない価格において買付けを行う、③一日当たりの買付け限度数量は、直前4週間の1日当たり平均出来高の25%以内とする、④取引終了時刻の直前30分以内の時間には買付けを行わない、という事前規制が設けられている。

この事前規制について、最近における株式市場の状況に鑑み、2001年9月の米国の実施例も踏まえて、市場の不安定な状況が解消されるまでの暫定措置として3か月間、一日あたりの買付け限度数量(③)を、直前4週間の1日当たり平均出来高の100%以内に緩和するとともに、買付け時間に制限(④)を設けない旨の内閣府令の改正を行う。なお、この間においては、相場操縦等の不公正取引が行われないよう、上記1に従い、自社株取得に関する市場監視を特に徹底する。

### 5. 機関投資家等の適切な資金運用(適切な貸株運用)の確保

機関投資家等による貸株運用が増加している。貸株運用については、貸し株料による収入が得られる半面、空売りを通じた株価の低下により保有株式の価格低下につながるリスクや、貸株期間中は議決権の行使ができない制約がある。これらの点を踏まえ、

- (1) 資金運用を受託している金融機関に対して、運用のリスクとリターンについて機関投資家等の委託者に十分説明して同意を得た上で資金運用を行うよう要請する。
- (2) 機関投資家に対して、株式投資に伴う議決権の適切な行使を通じて株式価値の増大を図ることが受託者責任の重要な一環であることに鑑み、適切な議決権行使及びそのための貸株のあり方について自主ルールを策定するよう要請する。年金についても同様の対応を期待する。

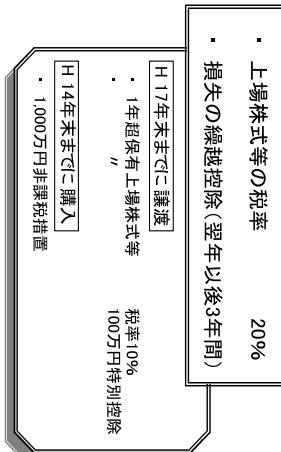
### 6. 株式売却の際の市場の状況への配慮要請

- (1) 銀行等保有株式取得機構については昨年末の法律改正により金融機関の持合い先企業からの株式取得も可能となったところであり、金融機関が株式売却を行うに当たっては、同機構や日銀の株式買取スキームの活用等も含めて、市場への影響に十分配慮して行うよう要請する。
- (2) 厚生年金基金の代行返上が10月から施行されるが、これに伴い株式売却を行う場合には、市場の状況に十分配慮して行うことを期待する。

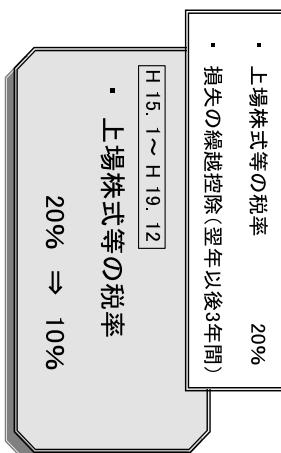
## 平成15年度証券税制改正の概要

### 株式譲渡益課税の見直し

#### 【改正前】



#### 【改正後】



### 特定口座制度の創設

### 特定口座制度の改善・簡素化 (源泉徴収口座)

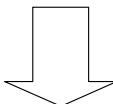
- 「実額」源泉分離課税の実現
- 源泉徴収方式の改善
- 「タンス株」の受入れ
- 「年間取引報告書」の省略

## 市場改革と証券行政の展開

### 配当課税の見直し

【改正前】

| 区分  | 概要   |   | 所得税・住民税 |
|---|--|---|---------|
|   | 所得税  | 住民税   |         |
| 利益の配当・剩余金の分配等   | 総合課税<br>(20%の源泉徴収)   | 総合課税  | 所得税・住民税 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1銘柄当たり1回25万円未満かつ(年1回50万円)未満</li> <li>・ 発行済株式総数の5%未満</li> <li>・ 1銘柄当たり1回10万円以下</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>源泉分離選択課税<br/>(35%の源泉徴収)</li> <li>確定申告不要<br/>(20%の源泉徴収)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>非課税</li> </ul> |         |



【改正後・平成15年4月～】  
○ 大口(保有割合 5%以上)以外の上場株式の  
配当等の場合

### 20%源泉徴収

#### (申告不要)

- ※ 1. 所得税15%、住民税5%  
2. 総合課税(配当控除適用)の選択可

(注) 総合課税においては配当控除の適用あり

| 配当控除率                 | 所得税 | 住民税  |
|-----------------------|-----|------|
| ・ 課税所得金額が1,000万円以下の部分 | 10% | 2.8% |
| ・ 課税所得金額が1,000万円超の部分  | 5%  | 1.4% |

今後5年間(H15.4～H20.3)  
源泉徴収税率 20% → 10%

## 公募株式投資信託課税の見直し

【改正前：～平成15年12月】

|                 | 収益分配金                 | 譲渡損益                        |
|-----------------|-----------------------|-----------------------------|
| 公社債             |                       |                             |
| 公社債投資信託<br>（公募） | 20%源泉分離課税<br>（利子並み課税） | 〔・譲渡益は非課税<br>・譲渡損はないものとみなす〕 |
| 株式投資信託<br>（公募）  |                       |                             |
| 私募              | 原則総合課税                | 申告分離課税                      |
| ETF等            |                       |                             |
| 株式              |                       |                             |

【改正後：平成16年1月～】

|                 | 収益分配金                            | 譲渡損益                        |
|-----------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 公社債             |                                  |                             |
| 公社債投資信託<br>（公募） | 20%源泉分離課税<br>（利子並み課税）            | 〔・譲渡益は非課税<br>・譲渡損はないものとみなす〕 |
| 株式投資信託<br>（公募）  |                                  |                             |
| 私募              |                                  |                             |
| ETF等            | 20%源泉徴収<br>（申告不要） <sup>(注)</sup> | 申告分離課税                      |
| 株式              |                                  |                             |

(注) 総合課税(配当控除適用)の選択可

【H16.1～】  
① 収益分配金に対し、20%の源泉徴収（申告不要）

（いわゆる「利子並み」課税）

② 償還(解約損)

の通算不可

平成15年 6月

少子・高齢社会における税制のあり方  
(抜粋)

税制調査会

## はじめに

少子・高齢化やグローバル化が急速に進展する中、わが国経済社会の活性化を実現するには構造改革の推進が急務であり、税制も21世紀の新たな社会に相応しい姿に再構築していく必要がある。当調査会は、このような問題意識の下、昨年6月に「るべき税制の構築に向けた基本方針」(以下、「基本方針」という。)をとりまとめ、中長期的視点から持続的な経済社会の活性化を実現するためのわが国税制のるべき姿の全体像を示した。平成15年度税制改正では、この全体像に基づき、人的控除の簡素化・集約化の第一歩としての配偶者特別控除(上乗せ部分)の廃止、研究開発税制・設備投資税制の集中・重点化・消費税の信頼性・透明性の向上に向けた改革、相続税・贈与税の一体化措置の導入、法人事業税への外形標準課税の導入、金融・証券税制や土地税制の見直しなど広範な税目にわたる改革を実現した。

本年1月、小泉内閣総理大臣から当調査会に対し、平成15年度税制改正の成果を踏まえ、「基本方針」で示した考え方のうち少子・高齢社会を支える税制などの課題について、更に検討を深めるようにとの指示があった。

わが国は少子・高齢化の進展とともに人口がまもなく減少傾向に転じるなど経済社会構造の大きな転換局面に立っている。21世紀の展望を切り開き国民の自信を回復するために、様々な分野における構造改革を推進し、活力にあふれる民間部門とそれを支える効率的で持続可能な公的部門を構築していく必要がある。また、わが国経済社会の高齢化・成熟化に伴いフローに比してのストックの重要性が高まるため、金融資産をはじめとする資産の効率的な活用が経済社会の活力の維持にとり重要な意味を持つ。

一方、財政については、国の歳出額の約半分しか税収で賄えていない。多額の長期債務残高を抱え、国・地方を通じて財政は危機的状況にある。持続可能な財政の確立に向けて、2010年代のできるだけ早い時期にプライマリーバランスの均衡化を達成することがまずもって重要であり、そのために着実な財政収支改善努力を行っていく必要がある。今後の高齢化の進展に伴う年金・医療・介護給付の増大も見込まれ、国民の負担増は避けられない。これから負担増について国民の理解を得るためにも、国・地方を通じた徹底した行財政改革による公的部門の効率化を図ることが大前提となる。

さらに、わが国の構造改革の重要な柱として、地方の自己決定権と自己責任を拡充し、地方分権の推進を図っていくことが求められている。

税制もこのような構造改革の動きと軌を一にして改革していかねばならない。

当調査会は、このような認識に基づき、総理指示を踏まえ、「少子・高齢化と税制」、「地方分権と税制」、「金融・証券税制」などの課題に焦点を絞って審議を進めた。審議の過程では4月下旬から5月上旬にかけて北米・北欧において関連する動向について調査した。

## 市場改革と証券行政の展開

本答申は「基本方針」の内容を更に深め、両者一体で中長期的視点に立ったわが国税制のあり方について提案を行うものであり、これらの提案をもとに今後とも税制の再構築に向けて国民の間で幅広く建設的な議論が行われることを期待している。

### 第三 その他の課題

#### 一 金融・証券税制

金融資産性所得に対する課税に関しては、「貯蓄から投資へ」という政策要請を受け、貯蓄優遇税制や株式等譲渡益課税の見直しが相次いで進められてきた。平成15年度税制改正では、上場株式等の配当及び譲渡益、公募株式投資信託の収益分配金に対して、利子と同じ20%の税率で課税を行うことを基本としつつ、従来の優遇措置を整理の上、今後5年間については上記税率を10%に軽減する措置が講じられた。また、申告不要制度の導入など投資家利便にも配慮された。こうした改正を踏まえ、今後は中長期的に安定した税制の構築を目指し、幅広い観点から検討を続けていく必要がある。また、生損控除や財形貯蓄といった残された貯蓄優遇税制についても、他の様々な貯蓄手段との税負担の公平性確保の要請等を踏まえ、見直しを行うべきである。

近年における情報化・グローバル化の進展、金融技術の高度化の中で、多様な金融商品が出現している。また、取引形態の操作等によって所得分類を変更したり、収益の発生時点を操作することなどを通じて、租税負担を回避することが容易となってきた。資本市場からの資金調達が重要性を増す中で、各種事業体やファンドの設立など投資形態も多様化しており、国際的な租税競争の下、各国税制や国際的な資本取引の動向も勘案する必要が生じている。

わが国の金融資産性所得に対する課税は、収益の性質・発生態様や所得捕捉体制の問題等から、総合課税を基本としつつも分離課税を多く導入しており、課税方式も個々の収益ごとに異なるものとなっている。こうした中、今後の課税のあり方については、簡素かつ公平で安定的な制度の構築を念頭に、金融商品間の中立性を確保し、金融資産性所得をできる限り一体化する方向を目指すべきである。

このような方向に関しては、金融資産性所得の範囲や税率、損益通算など多岐にわたる課題について、様々な観点からの理論的・実務的な検討が必要である。その際、貯蓄・投資や企業活動への中立性の確保、課税ベースの拡大、所得再分配への影響、納税者利便と国内外にわたる適正執行の実現などに関する配慮を欠かせない。このためには、納税者番号制度など納税環境の整備を進めていくことも重要となろう。また、諸外国の状況を見ると、二元的所得税など新たな租税論の展開が見られる一方で、勤労所得との間の課税バランスや租税回避行動の抑制等の観点から、実際的な対応が行われている。今後、金融資産性所得に対する課税の一体化の検討に当たっては、わが国においても、これらについて十分な検討が必要となろう。

## 二 納税環境整備

納税環境整備は、課税の公平・中立・簡素の実現のために極めて重要である。また、従来から指摘されている各種所得の捕捉率をめぐる不公平感の問題への対処ともなる。今後、引き続き制度・執行の両面における取組みを着実に推進し、次のような課題について更に検討を深め、税制及び税務行政に対する納税者の信頼を確保していくかねばならない。

### 1. 紳税者番号制度

#### (1) 紳税者番号制度の検討の必要性

紳税者番号制度は、適正・公平な課税の実現に資することに加え、税務行政の効率化・高度化にも寄与することから、かねてより当調査会においても検討を重ねてきた。具体的には諸外国の経験も踏まえ、総合課税化や適正な資産課税のために、紳税者番号制度の必要性を指摘してきた。近年においては、金融資産性所得を一体的に課税する新たな金融・証券税制を構築するためには、紳税者番号制度が不可欠となっている。また、税務行政の効率化・高度化や納税協力(税制への信頼と納税過程における法令遵守)の向上といった観点、さらには経済取引の電子化・グローバル化を背景とした国際的な資金シフトに対応するためにも、改めて検討を行うべき時期にきている。

#### (2) 今後の検討の進め方

紳税者番号制度については、近年、特に金融資産性所得に対する課税一体化の検討を含めた金融・証券税制の構築のため、その導入に向けた具体的な諸方策を検討する必要性が高まっている。他方、諸外国においても、制度導入当初においては番号の利用が義務づけられる取引等の種類が限定されているのが通例である。わが国において紳税者番号制度を導入する場合には、こうした諸外国の例が参考となる。

今後は、全国一連の番号の利用や個人情報保護のあり方の状況を踏まえ、導入に向けた具体的な諸方策について更に検討を進めるべきである。この際、民間及び行政のコスト負担が小さく、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分に確保されるよう適正な制度設計を行い、紳税者番号制度に対する国民の理解を深めていくことが必要不可欠である。また、例えば簡素な申告手続を可能とすることを含め、番号を利用する紳税者の利便性が高まるよう、制度のあり方や利用方法、あるいはその利用者や対象となる取引の範囲について検討することが必要である。

## 市場改革と証券行政の展開

### 14事務年度における証券課関係の主な出来事

|           |  |
|-----------|--|
| 14年 7月 1日 | 日本投資者保護基金（国内系）と証券投資者保護基金（外資系）が統合   |
| 8月 6日     | 「証券市場の改革促進プログラム」公表   |
| 9月 1日     | 三菱証券（国際証券、東京三菱証券、一成証券、東京三菱パーソナル）発足   |
| 17日       | 共同店舗にかかる府令及び事務ガイドライン改正、書面取次ぎにかかる事務ガイドライン改正   |
| 10月25日    | オフサイト・モニタリング業務のより効率的な運用を目的として、電子システムが図られた  |
| 12月13日    | 取引一任勘定取引の範囲の見直しにかかる府令及び事務ガイドライン改正  |
| 25日       | 投信協会より「国民に信頼される投資信託に向けての取り組みについて」が発表され、それに基づいて運用報告書の記載内容の見直し、議決権の積極的行使等に関し協会の自主ルールの改正が行われた                                       |
| 15年 1月 6日 | 株式譲渡益に係る源泉分離課税の廃止に伴う特定口座の導入  |
| 15日       | アナリストに関する協会理事会決議の改正が行われる   |
| 3月13日     | 「株式市場の適正な運営の確保について」公表  |
| 18日       | 「引值保証取引等への対応」公表  |
| 28日       | 証券会社の自己売買業務にかかる事務ガイドライン改正  |
| 4月 1日     | 証券会社等の内部管理の一層の充実に向けた事務ガイドライン改正<br>SMBCフレンド証券（明光ナショナル証券、さくらフレンド証券）発足  |
| 4日        | 本人確認法違反による初の行政処分が行われた  |
| 11日       | 平均単価による法定帳簿の記載にかかる府令改正（案の公表）   |
| 22日       | 監視委員会の検査の結果、「建議」が行われ、内閣府令の改正を検討  |
| 5月14日     | 証券市場活性化関係閣僚等による会合、「証券市場の構造改革と活性化に関する対応について」をとりまとめ<br>金融庁、「個人株主の育成・拡大に向けたアクションプラン策定の要請」公表   |
| 23日       | 証券取引法等の一部を改正する法案成立（証券仲介業制度の創設、協同組織金融機関による有価証券の面取次ぎ業務の解禁等）<br>また、投資顧問業法の一部が改正された結果、これまで投資一任業務ができなかつた信託業者の参入が認められることになった（来年4月施行予定） |
| 6月 2日     | 証券行政の透明性向上のため、行政処分に際して行われた法令の解釈・適用判断について、処分時のプレス等で発表することを決定  |

◆関係資料立てせめこトセ、スレのホーマー

税理監ナセ。

- (1) 「經濟財政運営の構造改革と本邦」 ○

[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/siryou/f-20020731-5\\_b.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryou/f-20020731-5_b.pdf)

- (2) 「税理監査報」税理監査報の税理監査

[http://www.fsa.go.jp/news/13\\_news.html](http://www.fsa.go.jp/news/13_news.html)

(3) 「税理監査報の税理監査」税理監査

[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/siryou/f-20020930-2\\_b.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryou/f-20020930-2_b.pdf)

(4) 「税理監査報の税理監査」税理監査

[http://www.fsa.go.jp/news/14\\_news.html](http://www.fsa.go.jp/news/14_news.html)

(5) 「税理監査報の税理監査」税理監査

[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/siryou/f-20021216\\_sir/11.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryou/f-20021216_sir/11.pdf)

(6) 「税理監査報の税理監査」税理監査

[http://www.fsa.go.jp/news/14\\_news.html](http://www.fsa.go.jp/news/14_news.html)

(7) 「税理監査報の税理監査」税理監査

[http://www.fsa.go.jp/news/14\\_news.html](http://www.fsa.go.jp/news/14_news.html)

(8) 「税理監査報の税理監査」税理監査

<http://www.fsa.go.jp/syouthi/syouthi/zeisei.html>

(9) 「税理監査報の税理監査」税理監査

<http://www.fsa.go.jp/syouthi/syouthi/zeisei.html>

(10) 「税理監査報の税理監査」税理監査

<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>